

株式会社河野組 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての社員が仕事と生活を図り働きやすい職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年1月1日～令和10年12月31日までの2年間

2. 内容

目標 1 計画期間内に育児休業の取得率を次の水準以上とする。
男性社員…取得率を50%以上
女性社員…取得率を80%以上
パパママ育休プラスの励行

<実施時期・対策>

令和8年1月～令和10年12月 各職場における休業者の業務体制の検討・実施

令和8年1月～令和10年12月 業務体制の見直し、複数担当者の配置

令和8年1月～令和10年12月 相談窓口の設置

目標 2 要介護状態の家族を介護する社員の休暇取得
(両親の介護や子供の病気など)
有給休暇とは別に小学6年生終了までの子や孫がいる社員は
年10日までの休暇が取得できる。
有給休暇の積極的な取得

<実施時期・対策>

令和8年1月～令和10年12月 相談窓口の設置

令和8年1月～令和10年12月 休暇の取得状況について実態を把握

令和9年1月～令和10年12月 休暇の取得状況取りまとめによる取得促進のための
取り組みの開始

目標 3 ハラスメントの禁止に関する規定

<実施時期・対策>

令和8年1月～令和10年12月 相談窓口の設置

令和8年1月～令和10年12月 就業規則に規定し周知する。

令和8年8月～令和10年12月 社内アンケートの実施

令和8年4月～令和10年12月 外部講師による講習会への積極的な参加